（一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の技術上の基準）

第五条の十の二十三　法第九条の三の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物最終処分場にあつては最終処分基準省令第一条第一項、産業廃棄物最終処分場にあつては同令第二条第一項に定める基準に適合していること。

二　非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な残余の埋立容量を有すること。

（一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場を設置している者の能力の基準）

第五条の十の二十四　法第九条の三の四第一項第三号の環境省令で定める基準は次のとおりとする。

一　非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な体制を有すること。

二　非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識を有すること。

（産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の六の二　（略）

一～四　（略）

（削る）

五～七　（略）

（削る）

（新設）

（産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の六の二　（略）

一～四　（略）

五　法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

六～八　（略）

（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の三の二　法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2　都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の十八の二　（略）

一～四　（略）

（削る）

五～七　（略）

（削る）

（新設）

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の十八の二　（略）

一～四　（略）

五　法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

六～八　（略）

（法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の二十四の二　法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2　都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

第十条の二十四の二～第十条の二十四の五　（略）

第十条の二十四の三～第十条の二十四の六　（略）